

**島の越漁港海岸水門・陸閘（通信設備）保守点検業務委託
特記仕様書**

第1条 総則

本特記仕様書は、島の越漁港海岸水門・陸閘（通信設備）保守点検業務委託に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、島の越漁港海岸水門・陸閘に係る遠隔監視制御装置等について、正常な機能を確保できるように機器の点検・調整、修理を行う。

また、契約期間内の不測の事態に対応し、正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第3条 業務内容

本業務の業務内容は、第9条点検等実施項目一覧に掲げる項目を実施する。

第4条 一般事項

- 1 業務の実施にあたり必要とする機器及び消耗品は、受注者の負担とする。
- 2 資格等を必要とする作業は、当該資格を有するものが行うものとする。
- 3 校正を必要とする各種測定器については、定期的に校正されたものを使用するものとする。

第5条 実施時間

- 1 業務の実施は原則として午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。
- 2 受注者は、業務の実施にあたり、業務中の水門・陸閘操作への支障の有無、時間等について事前に監督職員と協議し、監督職員の承認を得たうえで業務を実施するものとする。

第6条 不測の事態への対応

受注者は、点検対象設備に不具合が発生した場合は、必要な措置を講ずるほか、原因究明に協力するものとし、必要に応じて再発防止のための助言、精密検査等を実施するものとする。

なお、上記に係る費用については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

第7条 安全対策

受注者は、作業員に対する安全管理の教育、必要な安全対策を講じ、点検中の事故が生じないように安全管理を徹底すること。

第8条 電気工作物検査官による検査

- 1 電気事業法第107条に規定する電気工作物検査官による検査が実施されることとなった場合は、受注者は検査に必要な書類を作成し、検査に立会しなければならない。
- 2 受注者は、電気工作物検査官による検査がされる場合の必要書類について、事前に監督職員の承認を得なければならない。

第9条 点検等実施項目一覧

1 システム全体の簡易点検

島の越漁港海岸に係るシステム全体の簡易点検を実施し、機器の状態等の所見を取り纏めるとともに、当該所見を踏まえ、来年度以降に実施する総合点検及び個別点検の項目を整理する。

2 水門・陸閘の動作確認

他業務で実施する光ケーブル移設後に島の越漁港海岸水門・陸閘の動作確認を行うものとする。

第10条 実施報告書

1 受注者は、業務に係る次の各号に掲げる内容を記載した実施報告書を作成するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要
- (2) 点検結果を踏まえた技術的所見
- (3) 点検記録及びデータ類
- (4) 点検作業状況及び障害状況等の写真（カラー）
- (5) 次年度以降の総合点検・個別点検項目
- (6) その他監督員が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項

2 実施報告書は、A4サイズで1部提出するものとする。